岩手県告示第580号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の８第２項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和８年11月４日

岩手県知事　達　増　拓　也

| 指定構造計算適合性判定機関の名称 | 変更事項 | 内　容 | | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 株式会社建築構造センター | 事務所の所在地 | 岡山県岡山市北区内山下一丁目３番19号 | 岡山県岡山市北区磨屋町３番10号 | 令和８年11月２日 |